

〇〇〇〇新築工事工事

仮計

計画書

内容イメージ

月

受注者

建設株式会社

現場代理人

〇 〇 〇 〇

# 仮設工事 目次

- 1) 着工前現場周辺の調査
- 2) 仮設建物（組立ハウス or コンテナハウス）
  - a. 概要
  - b. 本工事の仮設建物
  - c. 標示板等
  - d. 危険物貯蔵所
- 3) 電気・給排水
  - a. 工事用電力
  - b. 工事用給排水
  - c. 情報通信回線の引込
  - d. ガス
- 4) 場内搬入路
- 5) 荷揚げ・荷下ろし設備
- 6) 材料置場、下小屋
- 7) 材料搬入
- 8) 仮設材料
- 9) 仮囲・ゲート
- 10) 足場
  - a. 共通基本事項
  - b. 足場の施工数量
  - c. 施工上の留意点
  - d. 地足場（鉄筋足場）
  - e. 地下外部足場
  - f. 鉄骨組立・配筋用足
  - g. 外部足場
  - h. 内部足場
  - i. 墜落防止施設
- 11) 落下物に対する防護
  - a. 工事用シート等
  - b. 防護棚
- 12) 作業構台
  - a. 乗入れ構台
  - b. 荷受け構台（荷上げ構台）

内容イメージ

- 1 3) 近接工事
  - a. 鉄道近接工事
  - b. 送電線近接工事
- 1 4) 型枠支保工
- 1 5) 地縄・遣り方・墨出
  - a. 地縄
  - b. 水盛遣方
  - c. 建物の基準墨出し
  - d. 注意事項
- 1 6) 予定外作業の禁止
- 1 7) 参考資料

# 内容イメージ

1) 着工前現場周辺の調査

工事着工前に付近の建物、道路（道路内の埋設物の位置）、その他の現状を写真撮影し、必要に応じて図面等に記録を残し工事完了後の状況と比較判断できるようにする。

- 1) 敷地測量、境界杭の確認
- 2) 敷地外のレベル測定
- 3) 敷地および周辺の現状写真
- 4) 敷地内地中埋設物、地中
- 5) 道路内埋設物の位置確認
- 6) 地周辺の交通量や交通規則
- 7) 必要に応じて近隣家屋の

及び架空配線等の状況

2) 仮設建物（組立ハウス or コン

a. 概要

- ・休憩所、詰所、守衛所、便所
- ・全上、防火上及び衛生上支障
- ・受動喫煙を防止するための確保
- ・熱中症予防としての休憩
- ・女性作業員が優先して利用

等は、敷地条件等を考慮し、構造上、安

所の火気管理、清潔な食事スペースの確保

のトイレ等を設置する。

b. 本工事の仮設建物

- 1) 工事事務所のほか、便所・
- 2) 監督員事務所および会議室
- 3) 配置は総合仮設計画図によ
- 4) 内容は下表の通り

所・警備員詰所・現場打合せ室・左官小

仕様、必要面積を確保する。また準備す

①監督員事務所+会議室	4m×2.2m×2 連平屋	23.7 m <sup>2</sup>
②施工者事務所+会議室	4m×2.2×4 連 2 階建て	95.0 m <sup>2</sup>
③作業員休憩所	4m×2.2×4 連平屋	48.5 m <sup>2</sup>
④機材倉庫他	4m×2.2×1 連平屋	11.8 m <sup>2</sup>
⑤監督員用トイレ	×1.200	1 セット
⑥施工者用トイレ	大 1+小 1 1.800×1.200	2 セット
⑦女性用トイレ	洋式トイレ 900×1.200	2 セット
⑧ガードマンハウス	1.800×1.800 正面ゲート付近に設置	1 箇所

※トイレは簡易浄化槽を設け水洗式とする。



- カ. 消火に有効な消火器, 消火砂等を備える。
- キ. 十分な換気を図る。
- ク. 窓及び出入口には防火設備を設ける。
- ケ. 戸には戸締りを設け, 「塗料置場」「火気厳禁」等の表示を行う

### 3) 電気・給排水

#### a. 工事用電力

- 1) 現場南側の電柱より高圧  
(受電容量 50kw 以上の)
- 2) 場内 3 箇所に分電盤と水
- 3) 躯体の立上りに合わせて

キュービクル変電設備を設け受電する。  
業者を選任し届け出る。

電盤を設置する。

#### b. 工事用給排水

- 1) 仮設給水は東側道路から  
メーターより先は外周仮設  
排水は場内東側にノッチ
- 2) 躯体の立上りに合わせて
- 3) 場内出入口付近と詰所

ーターを取り付け使用する。

要個所にバルブを設ける。

より排水本管に排水する。

の給水口を設ける。

用の流し場を設け給排水する。

#### c. 情報通信回線の引込み

- 1) 監督員事務所には NTT
- 2) 施工者事務所には NTT  
込む。

込み、電話と FAX を兼用する。

よびインターネット用と計 3 回線を引き

#### d. ガス

都市ガスの引き込みは行わ

### 4) 場内搬入路

#### a. 車輛が進入する範囲は、鉄柱

とする。

#### b. 駐車場

場内には設けるスペースが

した場所を借地して駐車場とする。

#### c. 場内安全通路

建物の周囲には最少幅 1.0m

する。

### 5) 荷揚げ・荷下ろし設備

a. 揚重機械の設置に当たっては、予算的に大きなサイトを占めるので、立地条件や工法に見合った施工計画を立て、合致した機械を採用する。

b. 具体的には下表による。

内容イメージ

躯体工程時 〇〇月～〇〇月	30 t / m タワークレーン	1 基
	10～50 t 移動式ラフタワークレーン	1 台
	ロングスパンエレベーター (900Kg) W=5400	1 基
仕上工程時 〇〇月～〇〇月	10～50 t	1 台
	ロングス	0Kg) W=5400 (継続)
		1 基

# 内容イメージ

## c. 玉掛け作業

- 1) 玉掛けは、揚重作業に欠かぬよう、クレーン等安全規則第 221 条、
- 2) 玉掛け用ワイヤーロープ、チェーン等安全規則第 213 条～第 215 条に基づき、器具の点検を行い適正なものを使用する。
- 3) 表示  
クレーン、リフト、エレベーター等当該機械の運転者、性能等に応じて、作業範囲等への立人禁止の表示等を行う。

安全性が高いため有資格者が必要である（クレーン等安全規則第 220 条）。  
シャックル、繊維ロープ等は、クレーン等安全規則第 220 条に基づき、作業開始前には玉掛け用具の点検（安全規則第 220 条）。

また、作業員に安全作業上の遵守事項並びに行う。また、旋回体範囲内、つり荷の下

## 6) 材料置場、下小屋

- 1) 必要に応じて材料置場、下小屋の設置が可能なスペースと分別作業場を設ける。
- 2) 廃棄物分別置場（ヤード）を設ける。
- 3) 現場に持ち込まれる梱包材の分別置場を設ける。

廃棄物の再資源化に努めるため、分別作業場（ヤード）を設ける。  
分別作業場（ヤード）を設ける。  
また、現場の減量化に努める。

## 7) 材料搬入

### a. 搬入計画を立て関係者に周知

- 1) 搬入日時
- 2) 材料の形態および量
- 3) 搬入車両の大きさ（4 トン未満）
- 4) 重機の手配
- 5) 材料のおろし場所
- 6) 搬入経路

・道路状況、交通規制、重量制限（車両の選定）等を把握して搬入業者に指示を与える。

### 7) 悪天候の場合の対応方法

- ・雨天や強風での作業基準を設けておく。
- ・雨天または、風速 10m 以上の場合は、協議して順延とする。
- ・小雨の場合は協議のうえ、安全が確認できれば仮置きまたは予定通り行う。

## b. 近隣への配慮

- 1) 付近に住宅地がある場合は、早朝現場周辺でエンジンを掛けたまま待機しない。
- 2) 待機場所は、借地するなどして、事前に決めておく。
- 3) 周辺に幼稚園、保育園、小学校などがある場合は、通園、通学時間帯を避けた時間帯とする。
- 4) 朝の通勤時間帯は避ける。

## c. 搬入材料置場所の確保

- 1) 前日にバリケードやコーン
- 2) 地面に直接置かず台木、枕
- 3) セメント、ボード等濡れて養生する。
- 4) 荷下ろしせず、直接車上
- 5) 荷下ろしと同時にロングリ

は屋根付きの施設に、またはシート等で  
する場合は、トラックの駐車場所とクレ  
ベータで荷揚げする場合は、事前に荷揚  
フト等を準備しておく。

## d. 荷下ろし作業

- 1) ユニク車の運転手は玉掛
- 2) 荷下ろしを行う前に検収を  
返品とする。
- 3) 積荷の状態ですり下ろし前の

異なる材料がある場合には、降ろさずに  
は、荷下ろし後に地上で検収する。

## e. クレーンで直接荷揚げする場

- 1) 玉掛用具などは、事前に点
- 2) 作業は有資格者が行う。
- 3) 重機は、能力に十分余裕の
- 4) 作業半径内は、コーン等で

生の十分確保できるものを使用する。  
置をとる。

## f. 荷下ろし完了後の措置

- 1) 荷崩れしないように適切な
- 2) 風で飛ばされないよう養生
- 3) 必要に応じて、シートなど
- 4) 盗難の恐れのある物は、施錠して目隠しに休目する。
- 5) 部外者が立ち入らないようにバリケード等で区画し表示を行う。

## g. その他

- 1) ステージや上階での荷取り、小運搬、水平移動、据付け等は、各工事の工種別施工計画書  
による。

内容イメージ



8) 仮設材料

- a. 仮設材は、経年による性能低下がないように適正に管理された仮設機材を使用する。また変形（曲がり、へこみ、反り等）及び損傷（亀裂、摩耗等）がないものを使用する。
- b. 足場材等は、（一社）仮設工業会で認定されている材料を使用する。

刻印の例

認定合  
製造年並

ラベルの例



内容イメージ

合格品



用途の区分・略号  
製造者マーク

合格品  
株式会社

安全ネット 認定基準合格品 '20		型番	ラッセル製
規格	用途	製造年	製造年
製造年	製造年	製造年	製造年
製造年	製造年	製造年	製造年

9) 仮囲・ゲート

a. 仮囲

- 1) 工事現場の周囲に工事期間（建築工事編）等に従って設
- 2) 仮囲いは、風、振動等に対  
固な構造とする。
- 3) 仮囲いに出入口を設ける場  
く。また、出入口の開閉によ  
車両、歩行者等の安全を最
- 4) 道路を借用して仮囲いを設
- 5) 当作業所においては、敷地  
の壁があるので H=1.8m の
- 6) 構成は単管φ48.6mmを用  
取り付ける。控えは 3.6m 間  
る。
- 7) 工事着手時や完成時期等に

施行令、建設工事公衆災害防止対策要綱

の一部分が外れ飛散したりしないよう堅

し、出入口は必要のない限り閉鎖してお  
、交通誘導員を配置するなどして、一般

理者と所轄警察署に許可申請する。

H=3m の仮囲いを設置し、北面はビル  
する。

3段組みとし、万能鋼板 H=3.000m を  
風抜きのためパンチング孔鋼板を使用す

上支障のない部分はガードフェンス、ま  
たはA型バリケード、安全ロープを使用し、一時的に簡易な仮囲いとする場合もある。

8) 施工数量

全面道路側	万能鋼板	H=3.000	60.5m
北面	ガードフェンス	H=1.800	46.5m
西面	A型		22.3m
東面	メ	H=1800	50.5m

b. 仮門（ゲート）

ゲートは施錠できるものとし

を配置するする。

東面のメインゲート
南面のサブゲート

n	電動シャッター	1台
n	蛇腹式パネルゲート	1台

c. 施工方法

具体的施工方法は、別紙に記

10) 足場

a. 共通基本事項

- 1) 労働安全衛生法、建設工事の
- 適正な構造、保守管理をおこ
- 2) 着手 30 日前までに、所轄
- づいて施工する。
- 3) 足場の設置では、労働安全
- の作業は、すべて有資格者
- 4) 足場に使用する部材は、所
- 損傷、変形、腐食等がない
- 5) 足場は、人、物等の積載荷
- 6) 足場には、昇降設備、手す
- 下防止設備を配備したもの
- 7) 作業目的物と足場作業床の
- 8) 足場上、足場作業床上の作
- 9) 足場組立・解体等の作業は、フルハーネス型墜落制止用器具を使用させる。
- 10) 足場の組立、変更、解体時の作業範囲は立入禁止の措置を講じる。必要に応じてガードマン等を配置する。

建築工事編) その他関係法令等に従い、  
 機械等設置届」を提出し、その計画に基  
 令等の遵守とともに、足場組立・解体等  
 し、その状態が適正な部材とし、著しい  
 耐えうる安定した堅固な構造とする。  
 設備、メッシュシート・幅木等の物体落  
 して設ける。  
 不要材料を排除する。

内容イメージ



- 3) 安全通路は足場板 4 枚敷きとし、その他の通路は足場板 2 枚敷きで手すりを設置する。
- 4) 建地は基礎底版の中に立つこともあるので、地下室となる場合は止水板付きの既製の金物を使用する。

f. 地下外部足場

地下ピット回りの埋戻し後、**W=600** の枠組足場とし、作場を使用する。

組立のために足場を組み立てる。足場は。またスロープの外部側はブラケット足

g. 鉄骨組立・配筋用足場

鉄骨建方、本締め作業およの際、小梁部分には鉄骨がな吊足場間に組み立てる。ま

骨にハイステージを取り付けて行う。そその H 鋼を打ち込みチェーンを使用し、防止のための水平ネットを張る。

h. 外部足場

本工事は躯体の施工およびを架設する。

要とするため、建物の外壁に沿って足場

全周 **W=900mm** の枠組足場は鋼製布板 **W=500** と **W=2** 設とともに階高に応じた高を架設の方法等詳細は外部足場※鉄骨工事に関連する、垂直建方施工計画書」に記載する

W=1200mm とする。作業床について鉄骨建方完了後に行い、コンクリート打場の外側はメッシュシート張りとする。

用足場・梁配筋用足場については「鉄骨

i. 内部足場

1) 階段室および 1 階の吹抜け架設の方法は別紙内部足場

用の作業足場（ステージ）を架設する。

2) 脚立

- ・原則として脚立は使用
- ・作業台の入らない狭い
- ・脚立足場は使用しない。

付き脚立 高さ **1.8m~1.2m**

3) ローリングタワー

**1.500mm×1.500mm** 高

4) 可搬式作業台 **W 500×L**

**50)**

5) 作業台（セーフティベース

**H (750~1,250)**

j. 墜落防止施設

1) 外部足場には墜落と落下物防止のため、1 層おきに外壁と足場の間に隙間がないように水平ネットを張る。

2) 各階の開口部で高所作業となる場所には、手摺と墜落制止用器具用の親綱を高さ **90cm** の所に張り、誰もが利用出来るようにする。

内容イメージ

3) 施設の詳細および数量等は施工図による。

k. 足場の施工方法

具体的施工方法は、別紙参照。

1 1) 落下物に対する防護

a. 工事用シート等

- 1) 工事現場からの飛来・落下物防止のために足場の外側面に工事用シートを張る。
- 2) 足場等からの飛来・落下物防止には、幅木、防網（メッシュ）等を使用する。
- 3) 工事用シートは、風荷重を考慮して使用する。
- 4) シートの取付けは、原則として隙間やたるみがないように緊結材を使用する。

刃の通行人や隣家への危害を防止するため、その危険のおそれのあるときに、シートを使用する。

付ける。

したすべてのはとめを用い、隙間やたる

は水平距離 5m 以内の範囲に隣家、一般

下物による危害を防止するため、原則と

害防止対策要綱（建築工事編）

度で、足場から水平距離で 2m 以上とす

は下段より 10 m 以下ごとに設ける。通

常

全衛生規則第 575 条の 2～8)。

の強度をもつものとし断面欠損や曲がり

及びその走行や作業時の衝撃荷重、仮置

に十分耐え得るものとする。

削部分の地盤性状、山留め工法、各工事

の能力、作業位置等により決定する。

1 2) 作業構台

a. 乗入れ構台

- 1) 乗入れ構台は、関係法令に定める構造耐力上、欠点のないものとする。
- 2) 使用する鋼材については、関係法令に定める構造耐力上、欠点のないものとする。
- 3) 乗入れ構台の構造は、各種資材の荷重、構台の自重、及びその走行や作業時の衝撃荷重、仮置きに十分耐え得るものとする。
- 4) 乗入れ構台の規模と配置  
・ 規模は、敷地及びその周辺状況で採用する工法等の条件により決定する。  
・ 配置は、施工機械・車両の能力、作業位置等により決定する。

全衛生規則第 575 条の 2～8)。

の強度をもつものとし断面欠損や曲がり

及びその走行や作業時の衝撃荷重、仮置

に十分耐え得るものとする。

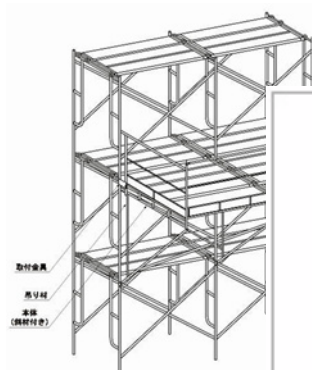
削部分の地盤性状、山留め工法、各工事

の能力、作業位置等により決定する。

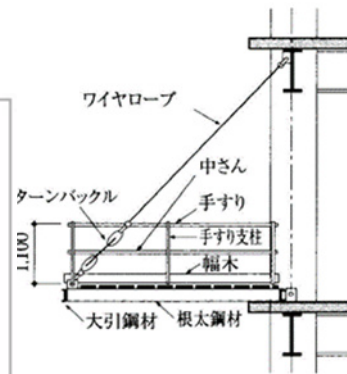
b. 荷受けステージ（荷上げ構台）

- 1) 荷受け構台は、クレーンやリフト、エレベーター類からの材料の取込みに使用される作業構台で、材料置場と兼用する場合もある。
- 2) 荷受け構台は、関係法令に従って設ける（労働安全衛生規則第 575 条の 2～8）。
- 3) 荷受け構台は、資機材の搬出入に適した位置に設け、揚重機の能力、揚重材料の形状・寸法等により決定する。

法・数量に応じた形状、規模のものとし、検載荷重等に対して十分に安全な構造のものとする。



枠組足場の場



鉄骨の場合

内容イメージ

1 3) 近接工事 (別紙参照)

- a. 鉄道近接工事
- b. 送電線近接工事

1 4) 型枠支保工

- a. 支柱の高さが 3.5m を超える労働基準監督署に届出を行う
- b. 支保工の施工は、別紙計画書
- c. 支保工の詳細および数量等は

安全衛生法第 88 条第 2 項により所轄の  
に合した工法とする。  
。

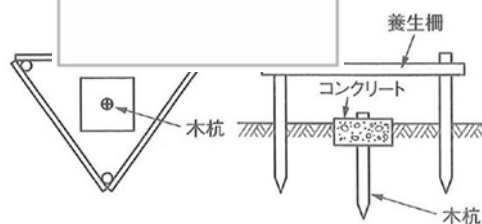
1 5) 地縄・遣り方・墨出し

- a. 地縄張り
  - 1) 建築物等の位置を決定する  
または消石灰粉等で線を引く
  - 2) 地縄により、建築物の位置  
をえ、問題ないかを確認する
  - 3) 建物位置および設計 GL から  
ベンチマークを設置し保存する  
ただし、移動するおそれのため、  
ベンチマークは、通常：

心、壁心が分かるよう縄等を張る。

隣接建築物との関係等を管理者立会の上

り芯延長上の工事に干渉されない場所に  
うに周りに杭を打ち適切な養生を施す。  
場合は、これを代用する場合もある。ま  
チェックできるようにする。



b. 水盛遣方



- ①型わく支保工……支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。
- ②架設通路……高さおよび長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。  
(ただし、60日未満は除く)
- ③足場……つり足場、張出し足場は全て、それ以外の足場にあつては、高さが10メートル以上のものに限る。  
(ただし、60日未満は除く)
- ④該当しないので省略
- ⑤機械類……(次頁 安衛則別表7)

- 2) 労働安全衛生法第88条3項による届出  
(30日前までに厚生労働大臣に届出)
- 3) 労働安全衛生法第88条4項による届出  
(14日前までに労働基準監督署に届出)
  - (1) 高さ31mを超える建設物等の建設、改造、解体または破壊の作業。
  - (2) 掘削の高さまたは深さが3m以上(掘削の目的が土留め等のための掘削を除く)の作業。

建設工事  
事  
除く)の建設、改造、解体または破壊の  
掘削(ずい道等の掘削および岩石の採取  
作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入

機械類の設置時届出(安衛則別表7)

2通 ●提出先は労基署

対象となる機械設備		届出書類	
1	クレーン設置届(様式2) つり上げ荷重3t以上のクレーンを設置しようとする時 (スタッカー式クレーンにあつては0.5t以上)	クレーン明細書 クレーン組立図 構造部分の強度計算 施工計画図 )据え付け箇所の周囲の状況 )基礎の概要 )走行クレーンにあつては走行する範囲	
2	クレーン、移動式クレーン設置報告書 つり上げ荷重が0.5t以上3t未満(スタッカー式クレーンにあつては0.5t以上1t未満)のクレーン又は移動式クレーンを設置しようとする時	クレーンを設置する前	施工計画図移動式クレーンの場合は、クレーン明細書、検査証
3	デリック設置届(様式23)		

内容イメージ



	つり上げ荷重が 2.0t 以上のデリックを設置しようとする時	設置工事を開始する日の 30 日前まで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. デリック明細書</li> <li>2. デリック組立図</li> <li>3. 構造部分の強度計算書</li> <li>4. 施工計画図 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 据え付け箇所の周囲の状況</li> <li>ロ) 基礎の概要</li> <li>ハ) 控えの固定の方法</li> </ul> </li> </ol>
4	エレベーター設置届(様式 26)		
	積載荷重が 1t 以上のエレベーターを設置しようとする時		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. エレベーター明細書</li> <li>2. エレベーター組立図</li> <li>3. 構造部分の強度計算書</li> <li>4. 据え付け箇所の周囲の状況</li> <li>5. 基礎の概要および控え固定の方法</li> </ol>
5	エレベーター、簡易リフト設置 報告		
	積載荷重が 0.25t 以上 1t 未満のエレベーター又は簡易リフトを設置しようとする時		機械設置計画図
6	建設用リフト設置届(様式 30)		
	ガイドレールの高さ 18m 以上の建設用リフトを設置しようとする時(積載荷重が 0.25t 未満のものを除く)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設用リフト明細書</li> <li>2. 建設用リフト組立図</li> <li>3. 構造部分の強度計算書</li> <li>4. 据え付け箇所の周囲の状況</li> <li>5. 基礎の概要および控えの固定方法</li> </ol>
7	クレーンデリックエレベーター建設届		
	クレーン、デリック、エレベーター等機械を設置し落成検査を受けようとする時		様式 4) 1. 申請書のみ 2. 荷重試験、安定度試験に必要な荷重及び玉具を準備し検査
7	ゴンドラ設置届(様式 10)		
	事業者がゴンドラを設置しようとする時		ゴンドラ説明書 2. 検査証 3. 組立図、据え付け箇所の周囲の状況、固定方法を記載した書面

# 内容イメージ